

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」概要

1 規則改正の背景

令和3年7月に発生した熱海市での土石流災害を受け、国は、危険な盛土の発生を防止するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」を令和5年5月に施行するとともに、土砂の搬出先を適正化する取組みを強化するため「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）関係省令を改正しました。

これまで本県は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）により、危険な盛土の発生防止に取り組んできましたが、国の動きを受け、法律と重複する規定を見直すため、土砂埋立行為の許可制度等に関する条例の規定を削除するとともに、土砂搬出時の届出制度は存続しました。このことを踏まえ、今回、条例施行規則を改正するものです。

2 規則改正の概要

（1）土砂搬出届（搬出処理計画等）の記載事項の省略

条例改正後も、引き続き「搬出処理計画」等の届出が必要ですが、促進法においても「再生資源利用促進計画」等の作成が求められるようになり、土砂の搬出に関する記載事項が一部重複します。

そこで、条例にもとづく届出様式を提出する際、添付書類として「再生資源利用促進計画」等を提出すれば、届出様式の記載事項と重複する事項について、記載を省略することを可能とします。

（2）土砂埋立行為の許可制度の廃止に伴う規定の削除

条例改正により、埋立行為の許可制度及び土砂搬入禁止区域制度に関する規定を削除したことを受けて、関係する規定や様式を削除します。

3 施行日

令和7年4月1日